

官報

號外 昭和二十一年七月六日

○第九十回 貴族院議事速記録第八號

昭和二十一年七月五日(金曜日)午前十三時三十分開議

議事日程 第八號

昭和二十一年七月五日
午前十時開議

第一 臨時通貨法の一部を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第二 軍人及び軍属以外の者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案(政府提出、衆議院送付)

第三 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(政府提出)

【參照】

去ル二日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

昭和二十一年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

昭和二十一年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提

出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

特別都市計畫法案

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

内務省所管事務政府委員

從四位勳二等 鈴木 俊一君
從四位勳二等 松村 義一君

一昨三日政府ヨリ昭和二十一年勅令第百九號ニ基キ去月十八日同令第一條ノ覺書該當者ト決定セル旨ノ通牒ヲ受領セリ依テ同令第四條ニ依リ去月十八日貴族院議員ノ資格消滅セリ

正三位勳二等 入江 貫一君
從三位勳二等 原口初太郎君
從三位勳二等 田口 朔一君

同日願ニ依リ貴族院議員ヲ免セラル同日農林中央金庫法の一部を改正する法律案特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 公爵 桂 廣太郎君
副委員長 長子爵 安藤 信昭君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願文書表(第一回報告)

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

遞信省所管事務政府委員

遞信政務次官 中川 重春君
遞信參事官 山村新治郎君

遞信事務官 小池 行政君

同 渡邊晋二郎君

同 篠原 登君

同 岡井彌三郎君

同 林 一郎君

同 網島 毅君

遞信技官 綱島 毅君

昨四日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

農林中央金庫法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

臨時通貨法の一部を改正する法律案
軍人及び軍属以外の者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

文部省所管事務政府委員

文部事務官 辻田 力君

○議長(公爵徳川家正君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、請願ノ件ニ付御諮リヲ致シマス、今井五介君病氣ニ付會期中、中島松君病氣ニ付二十二日間請願ノ申出デガゴザイマシタ、許可ヲ致シテ御異議ゴザイマセヌカ

【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 日程第一、臨時通貨法の一部を改正する法律案、

日程第二、軍人及び軍属以外の者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ゴザイマセヌカ

【異議ナシト呼フ者アリ】

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナシト認メマス、石橋大藏大臣

臨時通貨法の一部を改正する法律案

右の政府提出案は本院において可決した因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年七月四日

衆議院議長 樋貝 詮三
貴族院議長 公爵徳川家正殿

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

臨時通貨法の一部を改正する法律案

軍人及び軍属以外の者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案

右の政府提出案は本院において可決した因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十一年七月四日

衆議院議長 樋貝 詮三
貴族院議長 公爵徳川家正殿

軍人及び軍属以外の者に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する法律案

昭和十五年法律第六十九號(今次の戦争に關する一時賜金として交付するため公債發行に關する件)第一條の規定によつて發行した公債で、軍人及び軍属に交付されたもの以外のもの(その利札のうちで、利子支拂期日が昭和二十一年四月一日以後のものを含む)は、これを無効とする。但し、既に政府の買上げたものは有効である。

前項の軍属の範圍は、昭和二十一年勅令第百十二號(軍人及び軍属に交付された賜金國庫債券を無効とするに關する件)第一條第二項の規定による命令の定めるところによる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○國務大臣(石橋湛山君) 只今議題トナリマシタ臨時通貨法ノ一部ヲ改正スルコトニ關スル法律案外一法律案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ理由ヲ御説明申

官報號外

昭和二十一年七月六日

貴族院議事速記録第八號

會議 議員ノ請願

臨時通貨法の一部を改正する法律案外一件 第一讀會

上ダマス、先づ臨時通貨法ノ一部ヲ改正スルコトニ關スル法律案デゴザイマスガ、現在發行セラレテ居リマス五十錢紙幣及ビ十錢、五錢ノ小額日本銀行券ハ、流通ニ甚ダ不便デゴザイマスバカリデナク、其ノ耐久期間ガ短イ爲ニ、常ニ之ヲ製造シ、補給スル必要ガゴザイマスシテ、資材及ビ製造能力上ニ於テモ相當ノ負擔ト相成ツテ居ルノデゴザイマス、更ニ又、是等ノ紙幣ノ圖案モ今日ト相成リマシテハ不適當デゴザイマスノデ、政府ト致シマシテ、成ルベク速カニ是等ノ紙幣及ビ銀行券ヲ回收致シタイノデゴザイマス、其處デ是等ニ代ルモノト致シマシテ、臨時通貨法ニ依リ發行スルコトノ出來マスル臨時補助貨幣ニ新タニ五十錢ヲ追加致シタイノデゴザイマス、然ルニ臨時通貨法ニ依リ是等ノ臨時補助貨幣及ビ小額紙幣ハ、今次戰爭終了後一年ヲ經過シタ後ハ發行シ得ナイコトニナツテ居ルノデゴザイマス、然ルニ素材供給ノ現狀カラ鑑ミマシテ、貨幣法ニ依リマ補助貨ノ製造發行ハ、只今ノ處不可能ト考ヘラレマスノデ、今後モ常分ノ間臨時通貨法ニ依リ臨時補助貨幣ノ發行ヲ繼續スル必要ガアル次第デゴザイマス、次ニ昭和十五年法律第六十九號ノ規定ニ依リ發行致シマシタ公債デ、軍人及ビ軍屬ニ交付サレタモノ以外ノモノヲ無効トスルコトニ關スル法律案ニ付申上ダマス、昭和十五年法律第六十九號ノ規定ニ依リ發行致シマシタ公債即チ現金國庫債券ニ付キマシテハ、先般聯合國最高司令部ノ司令ニ依リマシテ、軍人、軍屬ニ交付サレタモノハ無効ト致シタ次第デアリマスガ、之ニ關聯致シマシテ、政府ト致シマシテ

ハ、本件ヲ實施スル場合ニ於ケル社會的影響ナド、其ノ他諸般ノ事情ヲ勘案致シマスルト、一般文官等軍人、軍屬以外ノ者ニ交付サレマシタ現金國庫債券今後有効トシテ存續サセマスコトガ適當ナイト考ヘルノデアリマス、仍チ現金國庫債券ハ、軍人、軍屬以外ノ者ニ交付サレマシタモノモ無効ト致サウトスルノデゴザイマス、以上ニ法律案ノ御説明ヲ申上ダマシタ、何卒御審議ノ上御協賛下サラムコトヲ御願ヒ致ス次第デアリマス

○子爵戸澤正己君 只今議題トナリマシタ臨時通貨法の一部を改正する法律案外一件ノ特別委員ノ數ヲ十五名トシ、其ノ委員ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者ナリ〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔宮坂書記官朗讀〕

臨時通貨法の一部を改正する法律案 外一件特別委員

侯爵西郷之助君 侯爵前田 利建君
伯爵黒田 清君 子爵細川 興治君
子爵伊集院兼高君 子爵梅溪 通虎君
男爵高崎 弓彦君 男爵岡 俊二君
男爵長 基通君 黒田 英雄君
河内豊太郎君 小山 完吾君
田部長右衛門君 木内 四郎君
徳田 昂平君

○議長(公爵徳川家正君) 日程第三、農林中央金庫法の一部を改正する法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長桂公爵

農林中央金庫法の一部を改正する法律案 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十一年七月四日

委員長公爵桂 廣太郎
貴族院議長公爵徳川家正殿

〔公爵桂廣太郎君登壇〕

○公爵桂廣太郎君 只今議題ト相成リマシタ農林中央金庫法の一部を改正する法律案ノ特別委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ダマス、本委員會ハ本月三日、四日ノ二日間ニ互リ開催、慎重審議ノ結果、可決スベキモノト決定致シタノデアリマス、先づ最初ノ簡單ニ提案ノ趣旨ト要點ヲ申上ダマス、終戰ニ伴ヒマシテ發生シタ經濟上ノ諸困難ヲ克服スル爲ニ、生産ノ向上ガ第一デアルコトハ申ス迄モゴザイマセヌガ、就中食糧増産ト見返リ物資ノ増産ガ緊急ノモノデアル故、之ニ對シ、各方面ノ施策ガ必要デアリマスガ、本金庫ハ其ノ使命ニ鑑ミ、尙其ノ有スル資金ノ額カラ申シマシテモ、之ヲ十分ニ活用スルコトガ望マシク、其ノ業務上ノ制限ヲ緩和スルコト云フノガ提案ノ趣旨デゴザイマス、次ニ改正ノ要點ヲ申上ダマスレバ、四ツゴザイマシテ、見返リ物資生産ノ大案デアリ製絲業、蠶絲業ノ向上ニ資スル爲ニ、蠶絲業會、蠶絲協同組合ニ出資者ノ資格ヲ與ヘ、是等ノ資金ノ需要ニ應ヘルト云フノガ一ツデアリマス、次ニ自作農創設維持及ビ農地開發ノ事業ニ對シ、先般聯合司令部ノ覺書ニ依ツテ政府資金ガ停止サレマシタノニ代リマシテ、金庫ノ自己資金ヲ

以テ是等ノ長期ノ融資ノ途ヲ開クト云フノデアリマス、次ニ終戰ニ伴ヒマシテ閉鎖サレマシタ戰時金融庫ヲ貸付先ノ中カラ取除クコト、次ニ農林水産業ニ對スル事業ニ關シテ、餘裕金カラ長期ノ貸付ガ出來ルヤウニスルコトニゴザイマス、次ニ質屋應答ノ主ナルモノヲ申上ダマス、先づ金庫ノ現在迄ノ事業ノ實績ニ付テ質問ガゴザイマシタガ、是等ハ數字等モゴザイマスノデ、速記録ニ讓リタイト存ジマス、次ニ改正案ニ依レバ、餘裕金ノ長期ノ貸付ハ是迄ノ所屬團體ニ對スル短期ノモノニ對シテ、其ノ均衡ヲ失シテハ居ラナイカト云フ御質問デゴザイマス、是ハ貸付先ヲ嚴選スル等、運用ノ適正ニ依ツテヤツテ行キタイト云フコトデゴザイマシタ、次ニ融資ノ對象タル法人ノ解釋ニ付テノ御質問ニ對シテ、是ハ公益法人ノミナラズ、營利法人モ含ムノデアルガ、食糧増産ト見返リ物資ノ増産スル爲ノモノニ重點ヲ置イテ行キタイ、肥料、製絲、製材等モ之ニ入ルト云フコトデアリマス、次ニ共同融資ニ加入ガ出來ルカト云フコトニ付テハ、加入ハ出來ルガ他ヲ壓迫シナイヤウニ十分注意スルコト云フコトデゴザイマシタ、次ニ新シク加ツタ蠶絲業會、蠶絲協同組合等ノモノガ入ルコトニ依ツテ増資ノ必要ガナイカト云フコトデアリマシタガ、是ハ増資ヲセズニ、既存ノモノデ廢止ニナルモノノ株等ヲ譲リ受ケテヤツテ行クト云フコトデアリマシタ、次ニ蠶絲業等ニ對スル融資ノ見込ノ質問ガゴザイマシタガ、之ニ對シテハ、施設ノ損害復興、蠶絲、繭等買上ノ一部ヲ負擔シテ行クトデアルト云フコトデアリマシタ、次ニ此ノ改正案ヲ

含ム現在迄ノ度々ノ改正ハ餘リニモ應急デアルガ、之ニ一貫シタ性格ヲ與ヘル爲ニ全體ノ改正ヲ要スルノデハナイカト云フ質問ニ對シ、今回ハ憲法等他ニ重要ナ問題モ澤山アリ、期間モ短イノデ、今回ハ必要ノ最小限度ニ止メテ置イタガ、何レハ全般的ノ改正ニ付研究シテ行キタイト云フコトデアリマシタ、次ニ戰時金融庫其ノ他廢止ニナツタモノニ對スル融資及ビ外國證券等ニ對スル損失補償ニ付テノ質問ガゴザイマシタガ、尙之ニ附加ヘマシテ、本金庫ハ農村ノ零細ナ大衆ノ大切ナ預金ヲ扱フノデアルカラ、一般ノ損害補償ト違ツテ、此ノ點ニ注意シテ積極的ニ大藏省ナリニ交渉ノ必要ガアルノデハナイカト云フ質問ニ對シテ、金庫等ニ對スル損害ニ付テ、或ハ外國證券等ニ付テハ數字ヲ舉ゲテ説明ガゴザイマシタガ、是ハ速記録ニ讓リマシデ、尙後段ノ質問ニ對シテハ、十分ニ考慮シテ行キタイト云フコトデゴザイマシタ、其ノ他緊急開拓ノ計畫ニ對スル實績、或ハ蠶絲業ニ對スル要望、ソレカラ借出認可制ニ付テノ撤廢乃至ハ迅速化、漁村ノ通貨ノ回收等ニ對スル質問ガゴザイマシタガ、孰レモ、或ハ數字ヲ舉ゲ、或ハ善處シ又ハ檢討スル等ノ答ガゴザイマシタ、尙農地改革ニ對スル一般方針ノ質問ニ對シマシテハ、是ハ他ニ法律案モ出ルコトデアリ、何レ他ノ機會ニ讓リタイト云フコトデアリマシタ、大體質問ハ此ノ程度ニ於テ打切りマシテ、討論ニ入リマシタガ、一委員ヨリ、本金庫ハ其ノ使命ニ鑑ミテ、經理、事業内容等ニ付テ十分ノ注意ヲシ、運営ニ誤リナキヤウトノ希望ヲ付シテ賛成ノ意見ヲ開陳

ガゴザイマシタ、次ニ採決ニ入りマシ
タ處、全員一致可決スベキモノト決定
シタノデアリマス、簡單デアリマスガ
右御報告申上ゲマス
○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發言
モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本
案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ナ
イマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
イト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵梅園篤彦君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
イト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第二
讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全
部ヲ問題ニ供シマス、本案全部委員長
ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
イト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵梅園篤彦君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
イト認メマス

○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第三
讀會ヲ開キマス、本案全部第二讀會ノ

決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナ
イト認メマス、次會ノ議事日程ハ、決定
次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本
日ハ是ニテ散會致シマス
午前十時十九分散會

貴族院議事速記録第一號正誤

頁段行 誤 正

九一六 「ビターミ」「ビタミ」
九三三 「ビター」「ビタ」
九三三 「ビターミ」「ビタミ」
九三三 「ビターミ」「ビタミ」
九四三 澱粉 脂肪
一〇一 「カロリー」「ビタミン」
一〇一 河川改修 河川改修、
用排水 用排水
澤田牛麿君 澤田牛麿君
大炊御門 侯爵大炊御
二二 澤田牛麿君 門經輝君
二二 澤田牛麿君 門經輝君

貴族院議事速記録第二號正誤

頁段行 誤 正

三〇四 今日稍々 今日彌々
三〇四 「ローマ」「ローマ」字
三二二 化現ハシ 化現ハシテ
三三三 日本「ロー」 日本「ロー」
三三三 「マ」字ノ「マ」字會ノ
三三三 「カウン」「カウンス」
三三三 「グレイキ」「グリーキ」
三三三 「ハルスク」「バルスク」
三三三 結局 結局
三三三 「コログ」「コロキ」

定價 一部 七十錢

發行所

東京都麹町區大手町
電話 九ノ内三五四
振替東京一九〇〇 圖書課